

令和2年11月19日（木曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	設 楽 伸 子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
大 沼 利 子	財 政 課 長	武 田 新 二	防 災 危 機 管 理 課 長
門 口 隆 太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	後 藤 芳 和	商工推進課長
鈴 木 隆	健康福祉課長	佐 藤 肇	学校教育課長

○事務局職員出席者

高 林 雅 彦	事 務 局 長	東海林 茂 美	局 長 補 佐
兼 子 拓 也	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第3号

第4回定例会

令和2年11月19日(木)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分 てまいります。

○柏倉信一議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

○柏倉信一議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

本日の会議は、議事日程第3号によって進め

一般質問通告書

令和2年11月19日(木)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
13	行政手続きにおける押印廃止と書面主義の見直しについて	(1) 積極的な押印廃止について (2) 廃止できる文書の数について	9番 古 沢 清 志	市 長
14	PCR検査にいたる検査体制の変更について	(1) 「診療検査医療機関」(仮称)とあった本市における名称について (2) PCR検査の実態について (3) 医療体制について		市 長
15	教育行政について	(1) エアコン未設置教室の対応について (2) 寒河江中部小学校の児童数の増加に伴う教室確保について (3) リモート授業における専門技術者		教 育 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		の配置について		
16	地震発生切迫度S31活断層について	(1) 本市の地震発生切迫度S31に対する認識について (2) 大規模災害による災害対策本部の人員確保について (3) 防災学習を備える防災センター設置について	4番 安孫子 義 徳	市 長
17	新型コロナウイルスにおける緊急経済対策について	(1) 新型コロナウイルス感染症に係る今後の緊急経済対策に関する考え方について (2) 寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例と寒河江市商工会について		市 長
18	不安を払拭する新型コロナ対策について	(1) 発熱時の検査体制について (2) 差別や偏見を無くす心の対策について	6番 後 藤 健一郎	市 長 教 育 長
19	財政の「見える化」について	将来の市民にツケを廻さない持続可能な自治体運営のために、市民と共有できる財政の「見える化」に向けた取組について伺う。		市 長
20	農業問題	(1) コロナ（高収益作物次期作支援）交付金の利用現況 (2) 2回変更後の状況	14番 荒 木 春 吉	市 長
21	教育問題	10月30日（金）に陵南中で学区議員と語る会を行った（全18名） (1) 小中学校教職員の加配内容 (2) 要保護・準要保護生徒への対策 (3) 小中学校教職員の資質・能力の向上策と教員生活のゆとりと充実策		教 育 長

願いたします。

古沢清志議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号13番から15番までについて、9番古沢清志議員。

○古沢清志議員 おはようございます。寒政・公明クラブの古沢清志でございます。よろしくお

今年も残すところ1か月近くとなりました。来月には市長選挙があり、現職の佐藤市長も出馬の表明を示していただきました。

3期12年の実績と財政健全化に向けた取組、子育て支援に関しては大いに評価をいたしているところであります。小中学校の給食費の補助

や除雪に関する事など、県内外の同僚議員から問合せがあり、「参考にさせていただきます」との声を幾重にもいただきました。

佐藤市長におかれましては、新型コロナウイルス感染やインフルエンザにも留意され、選挙戦を乗り切っていただきますようエールを送りたいと思います。

通告番号13番から15番について、順次質問させていただきます。

通告番号13番の行政手続における押印廃止と書面主義の見直しについてお伺いいたします。

押印廃止と書面主義の見直しについては、何よりも住民サービスの向上に向けて行政手続の簡単かつ迅速を願い質問させていただきます。

中央省庁の行政手続の押印廃止を強力に推進している河野太郎行革担当大臣は、去る10月16日の会見で、約1万5,000の行政手続のうち99.247%の手続で押印を廃止できると明らかにしました。その約1万5,000手続のうち、各省庁が押印を存続の方向で検討したいと回答したのは、僅か1%未満の911種類とのことでした。

また、河野大臣は、存続する相当部分は印鑑登録されたものや銀行の届出印など、そういうものは今回は残ると説明され、デジタル庁が発足し、業務がデジタル化された際には電子認証などが導入されるだろうとの見通しを示しました。

さらに、政府与党は、確定申告などの税務申告などの税務手続においても、押印の原則廃止を検討する方針を明確にしています。2021年度の税制改正で検討し、年末にまとめる与党税制改正大綱に反映させるとのことです。

このように、行政手続文書だけでなく、税に関わる他の書類でも押印廃止の流れが加速化しています。

これらを踏まえ質問いたしますが、国において行革担当大臣が推し進めている、この押印廃止について、言われているとおりの約99%の中央

省庁の行政手続文書の押印が実際に廃止された場合、本市の行政文書においても、何と何が連動して廃止できるのかなどの判断をして、今から廃止対象リストの洗い出しを積極的にすべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

古沢議員から行政手続における押印廃止と書面主義の見直しということで御質問をいただきましたが、押印というのは、その文書が真正に成立したことを証明して、また推定させるものとして、厳格な本人確認や意思確認を要する手続などにおいては、法令等により押印が義務づけられているほか、印鑑証明の添付などが求められている状況にあるかと思えます。

また一方で、既に市民の利便性の向上や行政手続の簡素化、それから効率化を図るために、指針などを定めて押印の必要性や実質的意義を見直しをして押印を廃止をしたり、署名と記名押印を選択できるようにしたりといった取組をしている自治体もあるわけでありまして。

本市においてはどうかということになりましたが、現在、本市では押印について具体的な指針などはまだ定めておりません。定めておりませんが、総務省では、平成9年に押印見直しガイドラインというのを示しております。そのガイドラインを踏まえて、寒河江市でも窓口における証明書の交付申請など、既に押印を省略をして廃止しているものもございます。

今後、国のそういった方針、古沢議員からも御披露がありましたが、国の方針なども勘案して、早急に各課において、申請手続を行う行政手続について洗い出しをして、その重要度や本人確認などの必要性を精査をして、押印の在り方を見直しつつ、国がこれから示すであろう押印廃止マニュアルとか指針などを確認しながら、積極的に押印廃止に向けて進めてまいりたいと考えております。

それから、現在、県と市町村で利用していません電子申請システムからのオンライン手続というものを充実をさせて、マイナンバーカードを利用したマイナポータルからのオンライン手続、それから電子メールを利用した行政手続などを開始をして、それらについて広く市民の皆さんに周知を図って、書面主義というものを見直していきたいというふうにも考えているところがあります。

○**柏倉信一議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 本市につきましては、まだ決めていないということでありまして、市長の答弁では、前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。

既に国の動きに合わせて、その準備を進めているのか、取組状況を具体的に示していただきたいと思っております。具体的にというのは、例えば国において急ピッチで洗い出しをしているように、本市においても、現状押印を必要とする行政手続文書が幾つあって、そのうち国と連動せざるを得ない文書が幾つ、市単独で判断できるものが幾つなどというように、早急にリスト化をすべきと考えます。まだ始まっていない事柄なので明示はできないとあれば、行政手続文書と、そのうち押印を廃止できる文書について、分かる範囲で答弁をお願いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどもお答えしておるわけでありまして、本市での取組というのは、これからだというふうに御理解をいただきたいと思っております。

ですから、どれくらいの行政手続の文書が押印廃止できるかといった数量などについては、これから調査をするということになるかと思っておりますが、現在、押印が必要な行政手続文書としては、3つに分類をされるわけでありまして。

1つ目は、国の法令等を根拠に押印を求めている文書、例えば契約書などがございまして。

それから2つ目は、市の条例や規則を根拠に押印を求めている文書、例えば入札書などがそうであります。

3つ目は、要綱や手続を根拠に押印を求めている文書、例えば補助金関係の文書などがそうだと思いますが、また、押印を廃止できると考えられる文書については、今、3つ申しあげましたが、これ以外の慣習によって押印を求めている文書、例えば委任状などの文書があるわけでありまして。

現状では、先ほど来申しあげておりますが、多くの行政手続文書で押印が必要とされるということでありまして、これから寒河江市においては、早急に文書の押印に関する調査、洗い出しを行って、特に寒河江市独自で定めている要綱や手続を根拠とした文書などについては、関係法令等を確認をして、問題がなければ積極的に押印を廃止していきたいと考えているところでありまして。

○**柏倉信一議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** まだ、やはり決まっていなかったもので、はっきり申しあげることにはできないかもしれませんが、市長のリーダーシップの下、早急な洗い出しと対応をお願いいたします。

通告番号14番のPCR検査に至る検査体制の変更についてお伺いしたいと思います。

一般質問初日に、沖津議員はじめ大勢の議員に答弁されておりますので、かぶらないような質問をさせていただきます。

厚労省は、この地域の診療所などPCR検査に協力してくれる機関を「診療・検査医療機関」（仮称）と称していましたが、厚労省の言う（仮称）の意味は各自自治体で名称を決めてよいという意味と聞いております。本市においては、どういう名称にしたのか伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 行政報告などでも申しあげてい

るわけでありませけれども、11月から発熱者などの相談、受診、検査の体制整備については都道府県が行うということになっております。また、診療や検査が可能な医療機関として指定したものの名称についても、各都道府県で設定をすとなっております。

そうしたことから、山形県では、国で示されたとおりの「診療・検査医療機関」という名称を用いているところでありませるので、御理解をいただきたいと思ひます。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 名称につきませは、県が行うということでありませたので、了解いたしました。

関連して質問させていただきますが、通告文にはPCR検査の実態についてと記載されておりますが、さきに答弁をいただいておりますので、別の視点で答弁をいただきたいと思ひます。

PCR検査を引き受けられるクリニックの保護として、引き受けたときの支援体制はどのようになっているのかお伺ひいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 「診療・検査医療機関」の指定を受けた医療機関が、発熱患者などを受け入れるための専用の診察室などを設けて、その患者を受け入れるための医師や看護師などの配置体制を取った場合に、国のほうから直接ですけれども補助が受けられるというふうになっております。

具体的には、それぞれの医療機関で設定した1日当たりの受入れ基準患者数より、発熱等で診察、検査等を行つた患者数が少なかった場合、患者数の差に応じて診療、検査の体制確保に要した費用を補助するというものでござひます。

さらに、医師や看護師等が診療検査で使用するマスクや手袋、個人防護具などについても、国から配付されるということになっているところでありませ。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 いろいろな体制があるようにお聞きいたしました。これからは、検査数も多くなることから、感染者数も増えてくると思ひます。新型コロナウイルスワクチン接種などの医療体制の見通しについてお伺ひいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、日本も第3波だと、こういうふうな状況でありませ。なかなか先が見えない状況にあつてはるわけでありませけれども、テレビ、新聞などでは、ワクチンの話題なども、情報なども出ているわけでありませけれども、実際、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、いつ完成をして接種が開始できるかというのは、なかなか判断できない、現時点では分からない、まだ見通しが立たないというのが正直なところなのではないかと思ひます。

しかしながら、国からは、ワクチンが実用化された際に速やかに接種を開始できるように、各自治体おいて接種体制確保として、医療機関との委託契約や接種費用の支払い方法などの準備を進めるよつという通知がなされてはるところでありませ。

そういう通知に基づいて、我々も準備体制をしいていくということになっているわけでありませけれども、ただ、ワクチンの接種体制や接種者の優先順位などの具体的なことについては、まだ示されておらないわけでありませ、今後、国のほうから示されるよつという予定になっているところでありませ。国から指示あるいは通知があつた時点で、医師会などとも十分連携をしながら、速やかにその体制を整えていきたいと考えてはるところでありませ。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 ワクチンの接種など、やはりどういうふうな優先順位なのか早く知りたひところでありませるので、この辺もよろしくお伺ひしたいと思ひます。

まだまだ増えてきそうな兆しがありますので、十分な医療体制とプライバシー保護をお願いしたいと思います。

通告番号15番の教育行政についてお伺いいたします。

先日、厚生文教常任委員会では、寒河江市PTA連合会と意見交換させていただき、その後、学区議員と語る会もさせていただきました。

意見交換会の詳細につきましては、コロナ禍における生徒の実態、また運動不足による体力の衰えや、過食による体重の増加など、生活の変化を中心に、また要望も添えて学校教育課に提出させていただきました。

今回の質問は、主にPTAや保護者の中から強く要望されております、理科室、音楽室、特別教室にもぜひエアコンを入れてほしいとのことでした。

昨年は、各教室にもエアコンが入り、涼しい環境の中で勉強したため、なおさら暑く感じたのかもしれません。未来を担う生徒のため、エアコン設置を要望したいと思います。教育長の見解をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 古沢議員より市内小中学校の各教室のエアコン設置の対応ということで御質問がありましたので、お答えをいたします。

普通学級の教室、それから特別支援学級の教室につきましては、今、議員よりございましたように、令和元年度までに全ての学校においてエアコンの設置が100%完了しており、現時点でエアコンの未設置となっているのは音楽室、理科室などの特別教室となっております。

特別教室のエアコン設置につきましては、今年度から整備を進めておまして、今年度は小学校2校と中学校1校で整備を終え、特別教室へのエアコン設置率は68.8%、それから普通教室を含めたエアコン設置率は84.7%と、こういうふうになっております。

市としましては、全ての学校の特別教室へのエアコン設置に向けて、来年度以降も計画的に整備を進めていきたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 前向きな答弁をいただきまして、ありがたいと思います。

次に、中部小学校に関して、来年度の新入学生は約110人とお聞きしております。さらに、再来年はもっと増え、約120人になるとお聞きしています。

学校の方も言うておられましたが、今から手を打たないと間に合わなくなる可能性もあるし、再来年はまた教室が足りなくなるおそれがあります。

例えば、視聴覚教室を普通の教室に変更した場合、視聴覚授業はどこで行われるのかなど、不安が募ります。確実に教室は確保されるのかお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 現在、学級数の基準につきましては、教育山形「さんさんプラン」の適用によって、児童数が67名以上で3学級、100名以上で4学級と、こういうふうになっております。

寒河江中部小学校の現時点での普通学級数ですが、1年生、5年生、6年生の3つの学年が3学級ずつ、それから他の学年、2年生、3年生、4年生が4学級ずつと、こういうふうになっております。

今後、1年生に入学する児童数の見込みではありますが、来年度、令和3年度以降はずっと4学級ずつで推移すると、こういうふうな予定でございます。

こういうことで、現在、3学級となっている6年生が卒業する来年度、令和3年度には、1学級増というふうになりますし、今の5年生が卒業する令和4年度は、さらに1学級増加すると、こういうことになるわけでございます。つまり、令和3年度は1学級分の教室、令和4年

度はさらに1学級分の教室が不足するという
こととなります。

そのため、来年度、令和3年度は、もともと
普通教室であった教室を、現在学習室として使
っている場所を、再度普通教室に転用すること
で、教室は確保できると考えております。

また、令和4年度につきましては、現在、コ
ンピューター室で行っているパソコンを使用し
た学習が、児童1人1台タブレットの導入によ
って、普通教室での学習が可能となってまいり
ますので、コンピューター室を普通学級に転用
することで対応してまいりたいと考えていると
ころでございます。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 確実に教室は確保されるという
ことをお伺いしました。

少子化で年々少なくなっている各学校も、中
部小に関してはどんどん増えていくと。少なく
とも問題だし、多くともいろいろな疑問が出て
くると、憎いような感じがいたします。

それと、また来年には、生徒にタブレット端
末が支給になる予定です。保護者並びに教職員
の方は、手探り状態で授業を進めなければなり
ません。その一助として、ソフトを使いこなせ
る専門技術者がある一定期間配置をして、教職
員のサポートをしていただきたいと思います。
見解をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 本市で整備を進めております
1人1台タブレット端末が、年明けには子供た
ちの手元に届いて、授業や家庭学習などで活用
できる環境が整う予定となっております。

これまでも、本市におきましては、様々な機
器のトラブル、ICTを活用した学習支援に対
応できるように、各学校に3週間に1回程度の
割合でICT支援員を派遣する事業を行ってま
いりました。

今後、1人1台のタブレットを活用する環境

が、これまで各学校に1学級分程度の台数が整
備されている、これまでのコンピューター環境
とは大きく異なってくるために、コンピューター
が起動しないとか、あるいはクラウドの環境
につながらないなどの機器のトラブルなどによ
り、タブレットが使用できず、学習に支障を来
すということが、これまで以上に起こるとい
うことも懸念されるわけでございます。

議員御指摘のように、特に機器導入の初期段
階におきましては、機器の操作方法で困ったり、
様々なハード面でのトラブルが起こったりした
際に、迅速に対応して問題を解決してくれる専
門的な知識を持つ技術者による支援が求められ
てくると考えております。

このため、児童生徒や教師がタブレット端末
を安心して活用し、学習効果が上がるよう、市
としましても、環境整備していくことが必要で
あると感じております。

各学校の要望あるいは今後の活用状況に応じ
た支援が迅速に行えるように、学校を訪問して
の対応とか、リモートによるトラブル解消など、
効果的かつ効率的な支援の在り方について、今
後検討してまいりたいと考えているところでご
ざいます。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 この件に関しては、先生からも
強い要望があって、「そうだな」と、「使いこな
せる専門職がそばにいてくれたら、本当に助か
るんだがな」というふうなお言葉をいただきました
ので、ぜひ願いをかなえてやっていただきた
いと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうご
ざいました。

安孫子義徳議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号16番、17番について、
4番安孫子義徳議員。

○安孫子義徳議員 安孫子義徳です。よろしくお願ひします。

令和2年最後の定例議会に当たり、市民の代表として質問できますことに感謝いたします。

市長におかれましては、来る市長選への出馬を表明されたことに、誠に喜ばしく思うとともに、寒河江市民の安全・安心な生活、市勢発展にますます推進していただきますよう御期待いたします。

さて、去年は日本への台風上陸が5つほどありましたが、今年は1つの上陸もありませんでした。しかしながら、梅雨前線の停滞により7月豪雨が発生し、九州中部地区をはじめ、山形でも羽越豪雨以来50年ぶりの最上川の氾濫による大きな被害が発生してしまいました。

今回の記録的な大雨で、山形県では住宅の浸水、農地の冠水や農業用ハウスの崩壊など、大きな被害が発生し、今なお復旧できない状態です。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

本市においては、早めに避難指示を発令したおかげで、多くの方が避難所へ避難をしました。人的被害もなく乗り切ることができたことに感謝と安堵をしているところです。

災害時の対応としてよく言われますのが、空振りでも構わない、命第一主義で素早い行動が大事でありますので、今後とも臨機応変な素早い対応をお願いいたします。

台風の進路や局地的な大雨の予測については、かなりの高い確率で予測可能となってきております。事前の対応もできるようになりましたが、予想もまだまだ不確実な地震災害について質問いたします。

通告番号16、地震発生切迫度S31活断層について。

(1)本市の地震発生切迫度S31に対する認識について。

今年の1月17日、阪神・淡路大震災から25年

を迎え、NHKの報道番組で地震に関する特集が組まれました。また、3月11日には東日本大震災から9年目ということで、YBCでも同じような特別番組がありました。

この番組の中で、地震発生切迫度S31という、私には耳慣れない用語が使われていました。この地震発生切迫度S31に対する本市の認識度について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 安孫子議員から地震についての御質問をいただきましたが、活断層を起因とする地震発生に関しましては、国の地震調査研究推進本部というところが、毎年、長期評価による地震発生の確率の更新を行っております。平成28年8月から、この地震発生確率を基に地震発生の可能性を4つのランクに区分をしているものであります。

今年1月に公表された長期評価の更新では、地震発生確率が3%以上の最も高いランクであるSランクの活断層が全国に31か所存在すると。3%以上のところが31存在するということがあります。

安孫子議員の御質問にありました、地震発生切迫度S31という表現でありますけれども、これは県あるいは地震調査研究推進本部に確認をさせていただきましたが、このような表現は用いていないということでもあります。恐らく報道機関において、Sランクの活断層が全国に31か所存在するというのを、地震発生切迫度S31と表現したものではないかと推測をしております。

寒河江市内を縦断する山形盆地断層帯北部がこのSランクに該当しているわけでありますので、全国の活断層の中では高いグループに属しているということについては、十分認識をしております。

○柏倉信一議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 私は、その報道番組を見て切

切迫度という言葉が耳に入ってきたわけです。今、答弁の中には、国やそういう機関では表現していないということですが、公の報道にて切迫度という言葉が皆さんの耳にも入っている方がいらっしゃると思います。切迫度という重い言葉は、今から認識していかなければならないのかなと思っております。

ちょっと見づらいですが、その切迫度S31、日本列島、これが31か所あるという〔タブレット端末画面を示す〕、東北には山形以外ないんですね。北海道に2か所ということで、やはり山形は今から気をつけていかなければいけないのかなと思っております。

この地震発生切迫度S31というのは、25年前の阪神・淡路大震災を教訓に、全国の114の活断層について重点的に調査を進め、今後30年の地震の発生率などのリスクを再評価した結果、現在地震が起きる切迫度が阪神・淡路大震災と同じか、それを上回る断層が全国で31か所あることを確認され、改めて活断層地震への備えが必要だということです。

地震発生の切迫度は4つのランクに分かれ、すぐに起こることは否定できない、確率は不明の活断層がXランク、0.1%未満はZランク、0.1%から3%未満はAランク、3%以上がSランクとして、阪神・淡路大震災が起きる直前の発生率は0.02から8%で現在のSランクに当てはまるということです。簡単に言うと、0.02から8%という相当低い確率のように皆さんもイメージしてしまいがちですが、いつ起きてもおかしくない確率なのだとすることを、危機感を表している表現なのです。

この切迫度S31の中に、先ほど申しましたように山形県の活断層が3か所あり、1つは庄内平野東縁断層帯南部、新庄盆地断層帯東部、そして山形盆地断層帯北部で、山形盆地断層帯北部は、大石田から日和田に至る断層帯で、30年以内に0.003%から8%と山形の断層では最も

高い確率であるとされています。

山形盆地断層帯は、南部はAランクに位置づけられていますが、北部の断層が動いた場合には何らかの影響があるかもしれないとされています。

山形県にSランクの断層帯が3か所もあるということに驚きました。この地震発生切迫度S31について、市民への周知についてどのように考えるかお尋ねします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この活断層については、県におきまして、平成9年から5年間、山形大学の先生や専門家から成る山形県活断層調査委員会というものを設置をして、活断層の位置や長さ、活動時期、活動間隔について調査を実施しております。阪神・淡路大震災が平成7年でありましたから、その後ということになるわけでありまして。その調査結果を、先ほど申しました地震調査研究推進本部において評価をして、平成14年度に公表されたというところであります。

本市における山形盆地断層帯の30年以内の地震発生確率が0%から7%と評価をされ、その内容については、市のホームページでもお知らせをしているところであります。

その後、平成19年に長期評価の改訂が行われて、そのときに、山形盆地断層帯北部と南部に分割されたというところでございます。

地震の発生確率について、いろいろパーセンテージがあるわけでありましてけれども、低いからといって地震が起こらない、また確率が高いから先に起こるといった考えは誤りだと言われております。地震発生確率の高い低いにかかわらず、活断層の存在を踏まえた防災対応が必要であります。

そういったことで、活断層についてより精度の高い位置を把握するため、平成28年度に、山形大学の先生、八木先生などから御協力をいただいて、市内の活断層の現地調査を実施をして、

その結果を防災マップのほうに、あるいは市のホームページに掲載をさせていただいて市民の皆さんに周知をしているという状況であります。

また、現在も防災対策専門員による出前講座などにおいて、防災マップを活用して、活断層を起因とする地震発生の可能性、危険性などについて、市民の皆さんに説明を行っている状況であります。

今後においても、さらに市の防災訓練、あるいは自主防災組織の訓練などにおいて、大規模災害発生についての意識啓発を行ってまいりたいと考えております。防災対策の知識普及、そして自助・共助・公助のネットワークの構築などに一層取り組んで、備えを万全に進めてまいりたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 今、ホームページや防災マニュアルのほうに記載され、周知しているということであります。

私は、私の感覚で言わせていただきますけれども、本市の活断層については、高瀬山から越井坂、西根を通過して三泉へ行っているものと、日和田、箕輪の山際を通過しているものと、大きく2本が先ほど言った防災マップに描かれていますが、現場で目視確認できる場所として、高瀬山南側の最上川に瀬があります。小さな滝のように流れている場所があります。これもちょっと写真で……〔写真を表示したタブレット端末画面を示す〕。

分からない方もいらっしゃると思いますので、これが、ちょうどこちら側が市民浴場に当たります。市民浴場側から最上川のここ、瀬のようになっているということです。

今回、真上にあるということで、市民浴場が移設という形になっております。これは、なかなかちょっと認識していない方もいらっしゃるのかなと思っております。

そこが断層の跡であると、当時はかなり段差

があったと思われませんが、長い年月の間に浸食され、現在、その傷痕となって残っているものです。その瀬が断層地震によって造られたものと教えていただいたのは、中学校の担任の先生ですが、その頃は何の興味もなく、気にもとめていませんでした。

しかし、今、切迫度という重い言葉に、最上川の美しい瀬を思い出し、これがいつ動くか分からない断層の痕跡であることを市民の方にも広く認識してもらいながら、いつ起こるか分からない大きな地震に備えてもらいたいと思っています。

次に（２）大規模災害による災害対策本部への人員確保について。

突発的に起こる地震災害は、台風や豪雨と違い予測もできず、甚大な被害が予想されます。山形盆地断層帯に起因する地震の想定マグニチュードはマグニチュード7.8、最大震度は6強から7と経験したことのない揺れが予想されており、山形県内の建物、全壊3万4,397棟、半壊5万4,397棟等の被害が想定されています。

その発生は、先ほど申しあげたとおり、いつ発生してもおかしくない。つまり、今発生するかもしれないという危機意識を共有していかなければならないと考えております。

仮に今、発災してしまった場合、市長をはじめ特別職、管理職の皆さん、そして我々議員全員も何らかの被害を受け、市役所の機能喪失で初動や災害対策本部にも支障が出る可能性があります。

昨年の台風被害に遭った茨城県鹿嶋市では、避難所の開設や高齢者の避難誘導など、災害対応に当たるのは、あらかじめ定める防災職員などと記されており、非正規職員、会計年度任用職員による対応は想定されていなかったため、その割合が5割まで増えた鹿嶋市では、正規職員だけでは災害対応に限界が生じたとの報告があります。

また、宮城県丸森町においても、職員の住宅被害等により、予定していた人員確保ができなかった上、会計年度職員による災害対策本部への対応ができなかったため、防災計画の見直しが行なわれたということです。

本市の防災マニュアルによると、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を配備、動員するとあります。突然の地震発生の際の瞬間からその対応が始まるわけですが、高齢者、女性、子供などの要援護者に配慮し、避難所運営や福祉避難所運営、救援物資の集配等の被災者支援対策など、並べ切れないほどの対応について、その人員確保は現状の防災マニュアルに記載されているものでよいのか、お尋ねします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 災害対策本部の人員体制について御質問がありましたが、この件については、さきの佐藤議員の御質問でも触れましたけれども、市の地域防災計画において、災害時における職員の人員配置により、災害対策本部を設置をして、業務ごとに部や班を編成して災害対応に従事するというふうに計画となっております。この7月の豪雨災害についても、この計画に基づき対応しているところであります。

災害時に多くの人員を要するのは、避難所の運営とか避難誘導というのが多くの人員を要するわけでありまして、確かに初動段階におきましては、市の職員でありますとか、消防団の方からも御協力いただくわけでありまして、そういった市の職員や消防団による運営ということになるかと思えます。

思いますが、町会あるいは自主防災組織などで組織をする避難所運営委員会というものを持ち上げていただければ、避難所運営をそういった委員会に引き継いでいくということになるわけでありまして、職員については、引き継いでいくことによって、職員のほうは被災者の対

応でありますとか、その他の災害対応に当たることが可能となろうかと思えます。

佐藤議員の御質問にもお答えしましたが、職員の動員配置計画による人員体制により、対応はできるのではないかと考えているわけでありましてけれども、今回、いろいろアンケート調査をしたり、この間の災害の対応について検証しているところでもありますから、その検証の結果などを踏まえて、必要に応じて、職員の動員配置計画の見直しなどについても検討していく必要があるかと思っております。

また、大規模な災害ということになれば、他の地方公共団体との広域的な相互応援体制というもの、あるいは民間事業者との協力協定の締結などを行っているわけでもありますので、そういったところの応援、どのくらいということは実際なってみないと分からないわけでありましてけれども、そういったところなども少し念頭に置きながら体制を組むということになるか、今、考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** 今、検証を検討しているということで、どういうふうな災害に對することができなのか、まず検証を見て、今起き得る災害に對していただきたいと思えます。

内閣府の防災白書によりますと、東日本大震災のような大規模災害が起きた場合、公助の限界があるとして、自助・共助によるソフトパワーを効果的に活用することが不可欠となるとされています。しかし、やはり頼るところは行政であります。避難所運営や救護物資配布の問題、罹災証明書発行など、住民の生活再建が遅れないような、災害がない今だからこそ、被災地の教訓を参考にすべきだと思います。

続いて(3)防災学習を備える防災センター設置について。

昨年、防災に関する施設2か所を行政視察させていただきました。感謝申し上げます。

1つ目が、下関消防防災学習館「火消鯨」、もう一つは千歳市防災学習交流センター「そなえーる」です。この2か所は、立地環境の違いから、対象とする自然災害について大きく違っていました。

下関は西日本にあり、これまでも台風による豪雨、高潮、高波、塩害があり、また地震による津波への懸念などがあるため、その対応を中心にした学習館でした。

一方、千歳市の「そなえーる」は、本市と同様内陸にあり、津波などの被害は対象外で、比較的自然災害がないところの総合的な学習ができる施設でした。

災害を学ぶ、体験する、備えるをキーワードに、いろいろな災害の疑似体験をしながら、防災に関する知識や災害が発生したときの行動を学ぶことができ、また、防災講座や救急講習、自主防災組織の訓練などの防災組織の拠点として活用されています。

防災学習施設としては一般的であると思いますが、防災学習施設としては珍しく、キャンプ場が併設されており、説明を受けるまでは、なぜキャンプ場と思っていたのですが、防災学習の一環として、災害時を想定した野営生活や訓練ができるサバイバル施設であったことに感動しました。

皆様も記憶していると思いますが、阪神・淡路大震災、東日本大震災の折、家屋を喪失した市民が一時避難場所として公園や公民館の広場で暖を取りながら救助を待っていた姿を思い出します。

大規模災害の場合、公助である救助が来るまでは、自分たちで生き抜く自助・共助のための訓練も大変重要だと感じてきました。

いつ起きるか分からない地震災害をはじめ、日本国内では毎年のように発生している豪雨災害について、住民の意識を高め、知識や技術を養うため、学習機能と防災対策本部設置などの

発災時の防災拠点として市民の安全・安心を守る機能を備えた防災センターの設置について、どうお考えかお尋ねします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今年7月の豪雨がありました。台風は、先ほど御質問にもありましたが、ありませんでしたが、それから地震などは全国的に見ても頻発をしているというわけでありまして、そういった中で、常時、市民の皆さんに対して災害に対する学習体験などを提供する、そして防災対策の必要性、重要性を知っていただいて、防災意識の向上に努めていくということは、防災・減災の取組を進めていく上で行政としても大変重要なことだと思っています。そういう意味で、この防災センターが役割があるんだなと思います。

さらに、こうした防災センターに避難所でもありますとか、防災倉庫などの機能を併せ持つということになれば、地域の防災力の強化にも大いにつながってくると思います。

寒河江市といたしましては、こうした防災学習センターの果たす役割というものを十分認識をしているところであります。県内でも、今、5か所ほど設置をされているところであります。1つは、山形県の施設ですと、三川町のほうに山形県防災学習館というのがあります。それから、山形市で市民防災センター、それから真室川町に真室川防災センター、それから長井のほうに、これは西置賜行政組合のほうで設置をしたんだと思いますが、西置賜防災センター、それから南陽市に南陽市防災センターということで、5か所ほど設置をされておりますので、我々のほうとしても、その5か所での実際の運営、設置の経緯なども含めて調査をさせていただいて、その効果、役割などを十分研究をして、設置の必要性などについて検討していきたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 検討した結果を心よりお待ちしておりますけれども、個人的に、私も申しあげますけれども、この防災センター設置については、大変大事なことだと思っておりますけれども、やはり市単独というとなかなか難しいのかなと、私、この行政視察の折の報告書にも、なかなか市単独では難しいのではないかというふうに報告書で書いております。これは1市4町による村山地区の広域で考えていただければと思います。

そして、今般、我々議員も、議員による災害対応マニュアル作成を着手することとなりました。後藤議員をリーダーに、私を含め6名のチームによる市議会BCP、Business Continuity Plan、素案作成プロジェクトチームを立ち上げ、災害などの危機事象が発生した場合の議会としての体制、対応を定め、災害発生時に議会が担う役割を明確にし、市と協力、連携していければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて通告番号17、新型コロナウイルスにおける緊急経済対策について。

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る今後の緊急経済対策に関する考え方について。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、影響を受ける市内の商工業者に対しては、これまで市当局では、寒河江市商工会を中心として緊急経済対策事業実行委員会を通じ、げんき応援券、緊急経営継続支援金、新生活様式対応支援事業補助金など、矢継ぎ早に緊急経済対策事業を講じていただき、感謝を申し上げます。また、間もなくプレミアム付き商品券が発行されると聞いております。

本県の感染者については断続的に発生しているものの、幸いにも大規模な感染拡大には至っておりません。しかしながら、寒い時期になり、東京、大阪、北海道を中心に第3波の襲来が懸念され、昨日はついに全国で2,000人を超える

感染者が確認されています。

ヨーロッパでは、既にフランスをはじめロックダウンに踏み切っている状況です。アメリカのファイザー社やモデルナ社のワクチンの成功が伝えられていますが、保存や輸送面の課題、そして日本の医師からは、慌てず安全性や有効性を確認してから認可されるべきとして、認可されれば、まず医療従事者からで、一般の人が打てるのはまだまだ先であろうと見解が示されています。ノーベル生理学・医学賞を受賞した京都大学の山中教授も、ワクチン治療薬は1年ではできないのではないかと、最低あと1年は覚悟していかなければいけないと述べられております。

新型コロナウイルス感染症の根本的な対応には、まだしばらく年月を要すると思われまます。市民の健康と安全を最優先と位置づけ、ウイルスとの共生を覚悟したウィズコロナを前提として、市内の商工業者の事業継続と雇用確保の支援に全力で取り組まなければならないと考えております。

ワクチンの開発等により、本感染症を完全に制御できるまでの間、感染拡大防止と両立の経済活動への支援も市当局に課せられた責務であり、本市の市民生活を支える基盤になると信じております。

つきましては、今後1年以上を見据えた緊急対策に関する考え方についてお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今後の緊急経済対策に対する考え方ということで御質問をいただきましたが、私から改めて申しあげるまでもなく、この新型コロナウイルス感染症、地域、業種を問わず、それから世界規模で経済活動に影響を及ぼしているわけでありまます。

今定例会冒頭の市政の概況報告で申しあげましたが、10月22日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では、山形県の景気

は厳しい状態にあるが、持ち直しの動きが見られるというふうになっているということを報告申しあげましたが、私からすれば、厳しい状態に変わりはないということであろうと思いますし、今後が見通せないという状況なのではないかと思っています。

寒河江市のほうでは、12月1日から「さがえさくらんぼプレミアム商品券」というものを発売する予定にしております。来年の3月20日まで使用期間ということですが、これは、年末年始などに合わせて、市民の消費活動の活性化を図っていくということで考えているわけでありませぬ。

今後1年間の経済活動に対する考え方という御質問であります。何度も申しあげておりますけれども、コロナの収束が見えない状況でありますから、まずは市民の感染防止に万全を期しながらも、経済活動を回復させていくという、その両立を進めていかなければなりません。そういったことからすれば、今後においても経済支援というものは必要に応じて取っていかねばならないと考えているところであります。

今後、どういう感染拡大の状況になるか分かりませんが、その状況に応じて、例えば支援対象業種の選定などについて、いろいろ検討していかねばなりません。そういったことからすると、必要とされる経済対策の内容も異なってくるわけでありませぬので、今後も商工会あるいは各種業界団体の皆さんからお話を十分お聞きをしながら、状況分析をして、要望などの把握に努めて、必要な経済対策を実施してまいりたいと思っております。

経済対策を実施するには、財源も必要だということになるかと思っておりますが、この辺についても、県や国のほうにさらに要望していくことが必要だと思っております。また一方で、これまで実施した事業などを検証し、どのような対策が効果があるかということについても、およ

そ見通しが見えてきた部分がありますので、そういったことを踏まえて、より効果的で効率的な対策を実施してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 ありがとうございます。我々議員も緊急経済対策については協力を惜しみませぬので、必要なときに必要な緊急経済対策を講じていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続いて(2)寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例と寒河江市商工会について。

今年、寒河江市商工会は60周年を迎え、9月に60周年記念式典、10月には商工産業フェスティバルを、それぞれコロナ対策を講じながら実施していただきました。

私の事業主は、商工会設立当初より商工会の会員として、また私自身は20代の頃より商工会青年部で活動してきたこともあり、60周年の節目に当たり、感慨深いものがあります。

本市議会16名のうち、商工会会員である議員は、私を含め6名いらっしゃいます。私は商工会会員である議員の立場として質問いたします。

本年4月に施行された寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例(以下、中小企業振興基本条例)は、中小企業及び小規模企業の振興について、その基本理念を定め、市中小企業等商工会金融機関及び市民の役割を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的として制定されました。

その中で、寒河江市商工会の役割としては、中小企業等の経営の向上及び改善を積極的に支援するように努めるとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するように努めるものとする規定されております。

先ほど述べました新型コロナウイルス感染症に係る国・県、そして本市の各種支援施策や経

済対策につきましては、その最前線に立ち、市内商工業者に対して会員、非会員区別なく、最も近く、最も頼りになる支援組織として、現在も奮闘されております。

さて、商工会は商工会法に基づく特別認可法人で、地区内における商工業の総合的な改善発展を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資することを目的として設立されております。

また、商工会は、地区内の商工業者に対する指導をはじめ、商工業に関する情報または資料を収集、提供、商工業に関する調査研究、商工業に関する講習会または講演会開催、展示会等の開催、商工業に関する施設を設置、維持、運用、商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申または建議、行政庁等の諮問への答申、社会一般の福祉の増進に資する事業など、文字どおり極めて幅広い事業を実施しており、地区内唯一の地域総合経済団体として活動しています。

なお、商工会は、地区内において原則として引き続き6か月以上営業所、事務所、工場、または事業場を有する商工業者を対象とする会員制の組織となっております。

少子高齢化の影響は地区内の商工業者においても同様であり、寒河江市商工会の会員数も減少傾向にあります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、当初景気も低迷していましたが、国・県、そして本市による各種支援策の経済効果もあり、一時的な回復状況にあります。

全国ニュースでも報道されていますが、チェーン店の店舗閉鎖や職員の解雇など、都市の影響が徐々に地方に及んでくるものと懸念され、今後、商工会の会員数の減少対策は、本腰を入れていかなければならない最も重要な課題と思っています。

私も商工会の一人ですが、中小企業基本条例が制定され、寒河江市の商工会の位置づけや役

割が明確化され、商工会としても、寒河江市の商工業の発展のため、市と一体となった施策の推進を積極的に進めていかれると思いますが、その組織が会員により支えられていることが、寒河江市商工会に所属する会員の一人として率直な感想を述べれば、今回の緊急経済対策の趣旨は理解しつつも、会員制を採用する商工会が、非会員の商工業を支援するのは違和感があります。これは平均的な会員企業の素朴な疑問だと思います。

市内の商工業者に対し、広く平等な支援を行うためには、市内の商工業者の友好発展を推進するために、市商工会への加入促進を市の施策に盛り込み、寒河江市商工会の組織評価を図ってはいかがですか。どのようにお考えか伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま安孫子議員から、寒河江市商工会について、その設立の経緯なども含めて御説明がありましたから、私から改めて申しあげるまでもないかと思いますが、地域総合経済団体ということで、昭和35年に設立されて以来、今年で60年ということで、60年にわたって寒河江市の商工業、それから観光の振興に大変な御尽力をいただいているわけであります。そういった意味では、寒河江市経済の発展には欠かすことのできない市内唯一の経済団体であるという認識を持っています。

市中小企業及び小規模企業振興基本条例において、商工会の役割というものを、先ほど御披露ありましたが、規定をさせていただいたわけでありますけれども、市が実施する様々な中小企業の振興に関する施策への協力も大変お願いをしているというのが現実であります。

特に今般については、げんき応援券など新型コロナウイルス感染症の経済対策については、商工会と一体となって事業に取り組んできたということであります。そういったことで御協力

をいただいて迅速かつ効果的に実施をできたのではないかと感じて感謝申し上げております。

そういう意味で、市としても、今後も本市経済の発展を図っていくためには、商工会の組織強化というのは大変重要なテーマであると認識をしているところであります。

先ほどの御質問の中にもありましたが、新型コロナウイルス関連の補助事業の対象者の要件で、今年1月以降に創業した事業者の方には、商工会会員であることを規定をして、商工会への加入によって経営指導を受けることで、経営基盤の強化につながって、また会員同士の人脈づくりにつながることを期待しているというふうになっております。

商工会の組織率のお話がありましたが、いわゆる市内の中小企業社数に占める商工会会員の割合というのは、現在約61%でございます。今年、経済支援策、経済対策の影響もあって、新たな会員企業が増えたというお話も聞いているところでありますが、今後も寒河江市と商工会、双方でいろいろ知恵を出し合いながら、商工会組織率の向上と支援策を検討して、中小企業の振興、そして本市経済の発展に努めていくということが大変重要なときではないかと思っております。

こういう大変コロナの関係で商工関係の事業者の皆さん苦しんでいる、極めて厳しい状況でありますから、市と商工会、十分連携を図りながら対策を講じていくために、商工会においても、会員の増強などにもいろいろ行政も知恵を出し合いながら進めていく、そういう時期なのではないかと思っておりますので、これからも、今までもそういった連携を深めてきたわけでありまして、さらに連携を密にしながら対策を講じていきたいと考えております。

○柏倉信一議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 行政と商工会が同じ方向を向いていただいて、寒河江市商工業の発展のために、ぜひ商工会組織向上を支援する具体的な方

策をお示しいただきますようお願いいたします。私の一般質問を終わります。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。再開は午前11時といたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤健一郎議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号18番、19番について、6番後藤健一郎議員。

○後藤健一郎議員 後藤健一郎です。どうぞよろしくお願いいたします。

通告番号18番、不安を払拭する新型コロナ対策について伺います。

私は、前回の定例会において、風邪や季節性インフルエンザが流行する前に、新型コロナウイルス感染症、以下、新型コロナと略しますけれども、新型コロナとこれまでの感染症との対応整理などについて一般質問をさせていただきました。

衛生面での対策は大分分かってきましたので、そちらはだんだんとなされてきているように思います。しかしながら、安全と安心は別物ですので、今回、私は不安を払拭できるよう検査体制及び心の対策について質問させていただきたいと思っておりましたが、1日目の沖津議員や佐藤議員の一般質問への答弁、そして今定例会に検査体制整備のための寒河江市立病院の補正予算も上程されており、加えて県の方針も一般質問通告直前で大分変わりましたので、重複や既決部分に関しては省略し質問させていただきます。

その新型コロナの検査や相談についてですが、山形県でも、これまでの保健所集約型から、身近なかかりつけ医で検査などを行う分散型へと

転換しております。この取組は、県及び医師会さんが主体となりますので、市としての答弁が難しい部分もあると思いますが、市民生活に直結いたしますのでお尋ねいたします。

昨年ピーク時の1日当たりのインフルエンザ検査需要数などから想定し、この体制で滞りなく検査を行っていただけるのか。また、大規模な施設や経験のないかかりつけ医が検査体制を整えられるのかなど、現時点では不安な部分もあるかと思いますが、取組に関して、費用面などの国の補助については、先ほどの古沢議員への答弁で伺いましたので、市としてどのように協力していくのかを伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 後藤議員から新型コロナ対策について御質問いただきましたが、繰り返しになりますが、検査体制については、さきの行政報告や議員の御質問にお答えしたとおりでありますし、市の協力などについても、久保田病院事業管理者から市立病院の取組状況などについて詳しくお答えしているとおりでございます。

今ありました、県内の診療・検査医療機関の指定数ということで、県全体としては、目標は300か所ということで聞いておりますけれども、全体は分かりませんが、西村山管内においては、徐々に指定を受ける医療機関が増えていると聞いています。

季節性インフルエンザと新型コロナの同時流行に備えた検査体制、徐々に整備されつつあると考えているところであります。

この診療・検査医療機関として指定を受けられた医療機関、先ほどありましたけれども、国の施設整備等の助成制度を活用するということがありますが、活用して、発熱患者などの受診、検査などを受け入れることが可能であると自ら御判断をされて協力を申し出た医療機関であると認識をしているところであります。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

まず、市立病院での受入れというのが、市としては一番大きいところだと思います。あとは、先ほどお話がありましたが、ほかにもかかりつけ医の、いわゆるお医者さんが徐々に増えてきているということで、なかなかやはり、お医者さんたちのほうも「大丈夫だろうか」と、ちょっと不安に思っているところもあると思いますので、それを後押しできるような形で、しっかりと市のほうでも協力をしていただければと思います。

特に、今までだと全て怪しいというか、要は、発熱したら全てコールセンターに電話すると。そこから指示をいただいて動くというようなものがずっとありましたので、多分、なかなかそこが切り替わったということが分かってない方もいらっしゃると思います。

流れが分からないと、やはり漠然とした不安な気持ちになって、その不安が膨らむ可能性もありますので、発熱とか諸症状があった場合にはどうしたらいいかということ、市民の皆さんに十分理解できるように広くお伝えしていただくと、市民の方も「じゃあ、このときはこうすればいい。ここに電話すればいい」、もしくは、「私、かかりつけ医がいるので、じゃあそこに電話していいんだね」というふうに分かるようにしっかりと、まずは市のほうでも発信という部分でも御協力できるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

罹患が疑われる場合の検査体制については、今、お伺いしましたが、皆さん新型コロナという病気よりも人のほうが怖いと口をそろえておっしゃっております。罹患して健康を害する影響よりも、罹患または陽性判明することによる差別や偏見による影響が大きいというのは、罹患患者数が少ない地方の現状であることは皆さん御存じかと思います。

10月19日に文部科学省では「新型コロナウイ

ルス「差別・偏見をなくそう」プロジェクト」を発足し、感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるきっかけとなるような啓発動画や関連資料などを作成し、公開しております。

さきの一般質問にもありましたけれども、今、一番大事だと思う新型コロナ対策は、この心の対策だと私も思っております。先日、私たち厚生文教常任委員会と市PTA連合会さんとの懇談会の場でも、そして陵南中学区議員と語る会でも、その話は出ました。

市内に罹患者、陽性判明者が出ても、学校が休校になったとしても、詮索や差別をしない社会づくりは、政策ですぐに実現するのは難しいかもしれませんが、罹患者、陽性判明者への差別や偏見を防ぐ取組をしっかりと市民全体のものとして普及させていくことが、市民生活の安心・安全を守るために必要不可欠なものだと思います。

新潟県見附市では、「安心して感染したい」というタイトルで、「仮に見附市で最初の感染者になっても、市民が口をそろえて「一日も早く完治するといいね」と心強い励ましを送り、安心して治療に専念できる見附市であってほしい」と市役所公式フェイスブックページに漫画を7月に掲載し、ネットニュースなどでも話題になりました。

現在、当市では差別に対する相談窓口を設けていると、さきの答弁で伺っておりますが、市民一人一人に何度も語りかけ、浸透していかなければならないと思いますので、例えば市長メッセージあるいは宣言という形で発信してはいかがでしょうか。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 新型コロナウイルスに感染された方あるいは関係者に対する差別、偏見などに関しては、先般の沖津議員への答弁の中で、偏見、差別等に関する相談窓口の周知のためのチ

ラシを作成し、全戸配布するということを考えているということを申しあげましたが、そのチラシの中には、いじめ、偏見、差別、誹謗中傷などをなくすための人権に配慮した行動を取っていただく内容を含めることとしております。

寒河江市として、このことについて、チラシのみならずホームページ、さらには他の媒体などでも情報発信をして、広く市民に御理解をいただけるように努力したいと考えております。

○**柏倉信一議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** ありがとうございます。まさにそうやっていただければいいと思います。

その沖津議員への答弁の中で、SNSでの拡散などには広域で対応していく必要があるということでしたが、私は、こういったSNS、ネット対策こそが迅速に、そして今、非常に大事なことだと思っております。

例えば、LINEでは、誹謗中傷に当たると判断した情報投稿者のアカウント停止などの措置を実施しており、グループ内のクローズドな投稿についても、通報を受けて同様の措置を実施中とのことでした。

また、SNSとはちょっと違いますけれども、ネット上の誹謗中傷を被害者に代わって国内外のプロバイダーに削除依頼の申請をしてくれる誹謗中傷ホットラインというものもあります。

先ほど、市の相談窓口を知ってもらうために全戸配布をして周知したいということでしたが、メッセージのほかにもこういった手段、方法もあるということを、ぜひ御記載のほうを検討していただければと思います。

また、特に影響が大きいのは、やはり学校だと思います。先ほど申しあげました文科省の啓発動画を児童生徒の皆さんで見させていただいて、寒河江市内の学校でも差別や偏見をなくす取組をさらに進めていただければと思います。

それとは別に、山形県内でも、今月、小学生の感染が報じられましたので、今後、児童生徒

や教職員の感染または陽性判明し、市全体ではなく市内で1校のみ臨時休校となるという場合も想定されます。

そうなった場合に、非常にデリケートなことです。その学校が保護者や児童生徒へどのように話し、対処していくのか、事前に行動指針、対処法をつくっておく必要があると思いますが、教育長の見解を伺います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 後藤議員から御紹介がありました「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」につきましては、本市でも既に10月26日付で各学校に紹介をしているところでございます。各学校では、このプロジェクトの基になっているのが日本赤十字社の資料「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」と、こういった資料であります。こういった資料の活用についても、指導をしているところでございます。

しかし、差別・偏見をなくすための取組につきましては、やはり啓蒙活動ということを繰り返し行っていくことが重要であると考えておりますので、本プロジェクトの資料も活用し、繰り返し指導を行っていくよう、各学校にも指導してまいりたいと考えております。

また、学校関係者に陽性者が出た場合の事前の行動指針、対処ということでございますが、現在のところ、次のようなことが必要であると考えているところであります。

1つは、学校関係者に感染者が確認された場合の自宅待機並びに濃厚接触者が保健所より特定されるまでの学校閉鎖あるいは臨時休業に関わる初動対応の基本方針や、フローチャートの作成というものが必要であると考えております。

2つには、学校閉鎖や臨時休業になった場合の家庭内感染への注意喚起も含めた保護者の皆様へ発出する文書のひな形の準備であります。

3つ目には、感染者が発生した場合、保健所の指示に基づいて校内消毒が行われるわけでありませんが、その消毒に必要な物品の準備も必要であると考えております。

4つには、学校閉鎖、臨時休業になった場合の児童生徒への学習保障の検討並びに学習課題の準備であります。

5つ目でありまして、誹謗中傷の電話あるいは感染者の情報開示ということが求められた場合であります。罹患者の人権擁護ということを第一義として、開示範囲を明確にしながらの個人情報に配慮した教職員の対応に係るマニュアルの準備などが必要であると考えております。

これらにつきましては、学校関係者に感染者が発生した自治体の情報を収集しながら、早急に検討してまいりたいと考えております。

また、不安に駆られることが十分に想定される児童生徒や保護者に対する心理的な支援につきましては、学校だけで対応できるものではありませんので、地域を巻き込んだ取組にしていく必要があるというふうに考えております。

市で作成し、全ての小中学校の御家庭に配布させていただいております新型コロナウイルス予防の手引のさらなる活用を促すということに加えまして、人権擁護機関等が開設しておりますいじめ・偏見・差別等に関する相談窓口というものを周知するとともに、山形県公認心理師・臨床心理士協会など関係機関あるいはスクールカウンセラーとの連携を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

今、お伺いして非常に、もう準備のほうもしっかりしていただいているなと思いました。特にやはり、精神的なところが非常に重要になってくると思いますので、スクールカウンセラーさんやお医者さんなどのお力も借りながら、そ

ういった、もし万が一ですけれども、そういう事態になりましたら、そういったケアのほうもお願いしたいと思います。

11月11日の山形新聞に、感染した児童が通っていた山形市の小学校に、感染者を差別するような電話が複数あったと掲載されておりました。誰が感染したか分かって、ふだんの生活においては、あまり有用な情報ではありませんし、私たちには守秘義務がございますので、そもそも電話をいただいても答えられるわけがありません。

しかしながら、新型コロナに限らず、学校に関するネガティブな情報が流れると、必ず心ない電話が学校にかかってくるという聞いております。学校は、傷ついた子供を守りつつ、通常の学校生活を送れるように懸命に努力してくれませんが、心ない電話で教職員の方々の大切な時間が奪われ、精神的に非常に疲労いたします。

そういうことをやめようと呼びかけても、心ない電話がすぐになくなるとは限りませんので、学校、そしてこれは市役所にも共通すると思うんですが、非通知の電話は着信拒否にする、着信前に録音する旨のメッセージを流す機能をつけるというのも、私は今の時代、学校や行政運営には必要なことではないかと思っておりますので、こういった手段というのをご検討いただければと思います。

続きまして、通告番号19番、財政の「見える化」についてです。

現在、令和3年度の予算編成を市長及び各課で行っている真っ最中だと思います。市長もさきの答弁でおっしゃっていたように、新型コロナの影響による税収減や対策費の支出が想定されるため、次年度は本当に厳しい予算編成になると思いますが、そもそも地方自治体の財政は、人口減少や経済活動の停滞による税収減と、少子高齢化による社会保障費の増加、さらにはこれまで公共施設設備に充ててきた起債の返済が

なかなか思うように減らせない中で、その公共施設の老朽化により、維持管理経費や施設更新経費が必要になるという厳しい状況がずっと続いております。

公共施設で言えば、寒河江市では今年、慈恩寺ガイダンス施設と（仮称）陵南アパートの建設、そしてチェリーランドアクティビティエリア整備と市民浴場移転の発表と、大型公共施設の建設や計画発表が相次いでおります。特に、チェリーランドアクティビティエリアと新市民浴場は、どちらも令和5年度オープン予定となっており、2つの大型公共施設建設を進めながら、市の公共施設を見直す公共施設等総合管理計画も同時に進めていきますので、これまで以上に市の財政に関心を寄せる市民の方も増えております。

さて、その自治体の予算であります。今は財政健全化のために事業を廃止・縮小して、そこから生み出された財源で新たな施策を行うスクラップ・アンド・ビルドの時代と言われております。

さらに進んで、現在は、目につくようなすぐ見直すべき事業が見当たらないのに、少子高齢化や今回の新型コロナのように問題は次々と起こるため、まずはやらなければならないことを実施し、その後、社会環境や時代の要請に応じた既存事業の順位づけをして廃止・縮小をするというビルド・アンド・スクラップという考え方を取り入れている自治体も出てきました。

しかしながら、当市に限らず、自治体は一度始めた事業の廃止・縮小はなかなかすんなりとはいきません。これはあくまで一般論と述べさせていただきますが、政治家は選挙で自らに託された市民の声を実現すべく、新たな予算を計上し施策を拡充することを求めがちです。また、市民の方々の多くは、自分に直接関係のある個々の事業については関心が高く、その充実を求め、廃止・縮小には反対します。もちろんな

がら、近くにいないと、またはその当事者でないと分からないことがありますので、そういった意見をいただくのはもっともではありますが、市全体のことをバランスよく見るというのは非常に難しいことだと思います。

先日、公共施設等総合管理計画のための個別施設計画意向調査書が配付され、私もお答えいたしました。公共施設に関しても同様だと思いますので、これを集約していくというのはなかなか大変なことだと思います。

しかしながら、私はこれからの時代、事業や公共施設を廃止、縮小、集約できるかどうか、自治体の生き残りがかかっていると言っても過言ではないと思っております。

そうやってしまいますと、「自治体の事業は費用対効果ではない。民間でできないから行政がやるのだ。住民サービスを切捨てるのか」と言われるかもしれませんが、地方自治法に「最少の経費で最大の効果を挙げる」と一番最初に書いてありますので、費用対効果は行政でも当然考えるべきことですし、耳触りのよい言葉を並べて、何でもやる、何でもつくる、問題を先送りにしていきますと、今後は暴力的な切捨てるが待ち構えております。

他市の具体名を挙げて申し訳ありませんが、財源不足に陥った自治体は、私が議員として2期目になってから記憶に残っているだけでも、福井市や大分県杵築市、そして県内では酒田市がありますし、先月10月は埼玉県新座市や、あの京都市でも財源が不足し、大幅な事業縮小・廃止、一律カットを行っております。

そうなる前と、予算の使い方を考慮できなくなりますので、そうなる前に持続可能な自治体運営のための事業の廃止・縮小を考えることは、住民サービスの切捨てるや後ろ向きなことではなく、この地域に生活し続ける人たちの明るい未来のために極めて重要なことだと思います。

ただ、先ほど述べたとおり、事業の縮小・廃止、あるいは公共施設の集約は、市民の方と認識を共にしていかないとうまく進められない。わだかまりが残ってしまうこともあると思いますので、今回、市民の皆さんと共に行政運営に対する基礎的な理解を共有できるように、財政の「見える化」についてという一般質問を行おうと思った次第ですので、具体的な金額や数字ではなく、タイトルに上げたとおり、財政の「見える化」というところについてのみ伺っていききたいと思います。

前置きが長くなりましたが、まずは、当市の予算編成の考え方について伺います。

現在、令和3年度の予算編成中だと思いますが、当市では、前年度踏襲がベースなのか、それともゼロベースで毎年編成していくのか、予算編成の考え方について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 令和3年度の予算編成についての考え方ということですが、御案内のとおり、令和3年度というのは、第6次寒河江市振興計画、平成28年にスタートした振興計画が半分過ぎて6年目に入るということで、後期の後半のスタートの年だというふうになっておりますので、極めてそういう意味では重要な年だと認識をしております。

また一方で、先ほど来ありましたけれども、新型コロナウイルス感染症への対応について、感染の状況、それから経済の動向、市民生活の影響などを注意深く見極めつつ、必要に応じて、時期を失することなく対策を打っていかなければならないと考えているところであります。

今年、令和2年度については、予期せぬ感染症予防対策、それから豪雨による災害復旧対応ということで、財政調整基金を大きく取り崩して対応してきているわけでありまして。

さらに令和3年度については、歳入面では、新型コロナの影響で税収が減少するという見込

みであります。一方、歳出面においては、少子高齢化の進展により社会保障費が年々膨らんでいく。それから、先ほど来ありましたが、市所有の公共施設が軒並み老朽化して、維持管理経費が増嵩してくると、増加してくるということで、経常的な経費が増えていくという状況であります。そういったことを勘案いたしますと、令和3年度の予算編成というのは、例年以上に厳しいものになっていくというふうに見込んでおります。

そういうことが見込まれますので、予算編成作業においては、全ての事業をゼロベースで見直しをして、必要性、効果を検証しつつ、スクラップ・アンド・ビルドを徹底していかなければならないと考えているところであります。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 分かりました。ありがとうございます。

基本的には、今年度というか次年度ですね、令和3年度については、ゼロベースで考えていかななくてはいけないと、考えていくということでありましたが、振興計画もちょうど半分を過ぎたところということですので、もちろんゼロベースとはいえ、実際継続していく事業というのもたくさんあるかと思えます。

それはもちろん当然のことですので、それが悪いというわけではないんですが、事業を継続して行っていく場合、客観的に把握して、その事業を継続すべきかどうかを検証していかななくてはならないと思っております。

ただ、継続する場合、どのような基準をもって継続を決めるのかどうか。例えば、他市であれば、事業評価など様々手法はあると思いますが、当市の事業の継続の基準について伺いたいと思えます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましても、様々な形で事業評価に取り組んでいると考えており

ます。主なものとしては、まず第6次振興計画に係る市民アンケートを実施をさせていただいておりますが、これは、前年度の事業進捗状況を市民の皆さんより評価をいただいて、振興審議会の評価結果と併せて次年度の施策展開を検討するというところで、大変重要な評価と認識をしております。

具体的には、施策の項目ごとに取り組んでいる事業の現状の評価、それから今後の重要度を5段階で評価をいただいて、その結果を次年度の予算編成に反映させていただいているところであります。

それから、市職員自らが前年度の事業について分析し、次年度の改革を検討するサマーレビューを実施をしています。経営的な視点から、投入した予算や人員でどれだけの成果を上げたかを職員自らが意識していくということとともに、従来の仕事のやり方を見直す機会として取り組んでいます。令和元年度は25の事業、令和2年度は24の事業について実施をして、この結果を次年度の予算編成に反映するよう作業を進めているところであります。

それから、教育委員会、それから農業委員会のほうでも事務事業評価を行っておりますので、そういった内容なども参考にして進めているところであります。

こうした事務事業のPDCAサイクルに加えて、来年度の予算編成方針の中では、客観的な根拠、エビデンスに基づく政策立案を推進するよう、各課に指示をしているところでございます。

継続事業の基準というのは、施策によって様々であろうかと思えますので、一律に基準を設定するというのはなかなか難しいわけですが、先ほど申しあげた取組などによって、限られた資源あるいは財源を有効に活用し、分かりやすく、より信頼される行財政活動を展開していけるように努力をしていきたいと考えて

いるところであります。

○**柏倉信一議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 分かりました。私も、例えば他市でやはり事務事業評価とかやっておりますが、それが私、全てだとは思いません。やはり評価疲れという言葉も聞きますし、非常に時間と手間、コストがかかりますので、それが全てだとは思いませんが、やはりそういったものを基準として、今、お伺いしたいいろいろ手法、そして方法、手段を用いて行っていくということでしたので、私はそれでしていただければと思います。

ただ、自治体が限られた財源を効果的に活用するためには、やはり優先順位をつけて、そして必要に応じては廃止・縮小をしていかななくてはいけないのですが、何を根拠に優先順位をつけているのかというのが、私は中だけではなく、市民の皆さんと共通理解を得ていく必要があるのではないかと考えております。

先ほど、市民アンケートで評価をしていただくということではありましたが、その結果、誰がどうでどうだったのか、これはこうなりましたという、そこまではちょっと見えない部分があります。皆さんから御意見は伺った後、あとこちらの中で決めていくことでありますので、そういったところの、こういう結果をいただいたので、こうなりましたというのが市民の皆さんにフィードバックされるようなことが、今以上に今後重要になってくるのではないかと考えております。

国の行政事業レビュー実施要綱を見ますと、レビューは行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ、質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものであると書いてあります。

つまり、事業評価は、削減するというよりも

「見える化」を進めて住民へ説明するためにやっつけようというのが国の考え方のようです。

例えば、市のサイトを見ますと、一般会計当初予算の概要が掲載されておりますので、次年度事業については、発表になってからですけれども、何にどれぐらい予算を使うのかというのは、調べれば知ることができます。また、私が以前定例会で要望させていただきました決算カードや決算状況も、現在サイトに掲載していただいておりますので、調べれば知ることができます。

しかしながら、市民の方々がそこまで検索して調べているかということ、そんなに数は多くないのではないかなと考えております。

次に、現在進めている公共施設等総合管理計画について伺います。

この公共施設等総合管理計画は、令和34年度を最終とする約30年にわたる金額も期間も大きな計画であります。

こちらも皆さんの理解が必要だと思いますが、今後の進め方といいますか、市民の皆さんへの周知や意見聴取について伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま御質問ありました寒河江市公共施設等総合管理計画については、平成27年度に策定をして、改修・更新時期を迎える公共施設等の計画的な更新、効率化、長寿命化などを行うための道筋を示すため作成したものでございます。

今回実施をさせていただきました個別施設計画策定に関する意向調査については、この管理計画に沿って公共施設の更新・改修等を財政の平準化を図りながら計画的に進めるに当たって、各施設ごとの建て替え、複合化、集約化、改修等の検討方針（案）をお示しをして、その案に対する御意見や考え方などをお聞きした上で、計画案の検討を始めるためのものでございます。

この意向調査については、各議員の方にもお

願っておりますが、無作為抽出をした市民1,000名の皆さんに回答をお願いし、現在、回答結果の集計及び分析を行っているところでございます。

今後の進め方ということですが、この意向調査の分析結果を基に、市公共施設マネジメント会議において検討を行い、また、教育委員会のほうで現在進めております学校の在り方検討会の検討結果なども勘案して、踏まえて、個別施設計画案を策定してまいりたいということで考えております。

市民の皆さんへの周知や、それから意見聴取という御質問であります。まず今回実施いたしました意向調査については、集計結果の分析後、市のホームページで公表する予定しております。

そして、今後作成する個別施設計画（案）については、各施設を利用されている各種団体の皆さんに意見などをお聞きをするとともに、市民の皆さんからはパブリックコメントによって御意見を頂戴したいというふうに考えております。

こうしたいただいた御意見を基に、さらに市の公共施設マネジメント会議などで検討、協議をし、個別施設計画の策定へと進めてまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 分かりました。先ほどの事業の話のときもお伝えしましたけれども、やはり意見を寄せていただいた後でどうだったというフィードバックが非常に重要だと思いますので、市のホームページでの集計結果の公表、そして各施設の利用者の方々に意見を伺うと。そしてさらには、パブリックコメントをいただくということで、皆さんから寄せていただいた意見はこうでしたが、さらにそこからどう、皆さんこう言っているんですけれどもどうですかということ、ぜひどんどん進めていただければと

思います。

公共施設の集約や複合化、長寿命化になりますと、例えば今ですと、公共施設等適正管理推進事業債のような、いわゆる有利な起債がありますけれども、国の補助は改修経費だけで、維持管理や運営については、私たちがこれからずっと費用を負担することになりますので、そのあたりも数値としてしっかりと把握して、皆さんにもその数値も見せながら計画を立てていただければと思います。

先ほど、私たち議員のほうにも意向調査書を頂いて記入したという話をさせていただきましたが、頂いた資料は、建設時期そして残耐用年数、そして年間維持費、そして検討事由というのがしっかりと掲載してありましたので、私はこれは非常に素晴らしい資料だと思いました。

こういった資料と同様のものが、私は今、市が行っている既存事業の説明に必要なのではないかと考えております。

今やっている事業に、どれぐらいのコストがかかっているのか。その効果、例えばその事業の利用者はどれぐらいなのか。もちろん全ての事業とはいきませんが、市民生活に密接に関係している事業や新しく始めた事業など、ある程度の代表的な事業については、もっと市民の方が理解するのに、もしくは判断するのに分かりやすい事業説明や事業評価、コストなどの表記があってもいいのではないかと考えております。

非常にお金のかかる話にはなってしまいますが、行政運営を市民の皆さんと共有するためには、具体的な数字で費用対効果や評価を市民からも分かりやすい形、分かりやすい事業評価、分かりやすい予算書、決算書などを発行している自治体も少なくありませんので、そういった形でもっと市民の皆さんに発信していかなければならないと思うのですが、見解を伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま後藤議員のほうからも

御提案がありました。行財政運営の状況を市民の皆さんにお伝えをして、共有をしていくこと、我々としては分かりやすく、見やすい形で行財政の状況などについて発信をしていくということは、大変重要なテーマだと思っております。

現在、特に財政に関する情報の発信ということについては、上半期と下半期の財政状況と決算状況について、市報で年に3回、それから予算書や予算に関する説明、決算に関する説明、それぞれを市のホームページで発信しております。

財政状況を説明しようとしたしますと、どうしても数字がメインになってしまって、それらの数字が持つ意味、あるいは費用対効果について分かりやすく市民の皆さんにお伝えするというのが、なかなか難しいわけでありまして。ただいま先進的な取組をしている他の自治体もあるというようなお話もお聞きをいたしましたので、今後、そういった自治体の例なども参考にさせていただきながら、より分かりやすい財政状況の発信などについて、鋭意努力をして検討していきたいと思っておりますし、そうしたことが市民の皆さんの市政に対する理解を深めていくということにつながっていくことだと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 前向きな御答弁いただきまして、ありがとうございました。

やはり、行政が押しなべて一律に事業を展開していた時代とは異なり、その時々戦略に応じて事業の優先度を見直す、ある時期に一気に呵成に戦略軸で事業を束にして効果を最大化していくという戦略マネジメントが、行政経営の中で今求められていると思っております。

また、近い将来起こり得る財政的な危機に対して、現在であれば何かの手が打てるのに、議会を含めた行政側と市民とが十分に情報が共有

できずに、危機意識が共有できていないことで、その問題を先延ばしにしてしまえば、そのツケは結局、将来の市民が払うこととなります。

事業や公共施設の取捨選択を進めていくというのは、先ほどから申しあげておいて、非常に厳しい、私たちにとってもいばらの道だとは思いますが、将来にわたって安定した住民サービスを提供できる持続可能な自治体運営をしていくためには、どうしても必要なことだと思っておりますし、それを進めるためには、市民の皆さんと行政運営の共有が必要だと思っておりますので、ぜひ分かりやすい説明、数値というのを進めていただければと思っております。

このコロナ禍で、どの自治体運営も非常に厳しい状況の今だからこそ、このテーマを今回一般質問で取り上げさせていただきました。

厳しい財政状況の中で、将来どのようなまちにしたいのか、財源が限られて、あれもこれもできない制約の中で、それでも必ず実現したいまちの未来はどんな姿なのか。振興計画がまさにそれに当たるとは思いますが、市民の皆さんが頭の中でリアルに描いて共有できるように、市民の皆さんが共通理解できるような伝え方をさせていただきますようお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

荒木春吉議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号20番、21番について、14番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 本日最後の質問をします。

まず、通告20番の農業問題について伺います。今冬の無雪、春季からの新型コロナウイルスの蔓延、7月の長雨と日照不足、一転して8月の猛暑、目まぐるしい天変がありまして、特に農家の皆さんには、営農活動に四苦三十六苦されたと思っております。

霜月4日の読売新聞によれば、「作物売り上げ減 支援策 コロナ交付金 農家混乱」の見出しでした。

そこで、(1) コロナ(高収益作物次期作支援金)の現況について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 荒木議員から高収益作物次期作支援交付金の御質問をいただきましたが、この交付金については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、今年の2月から4月に野菜、果物、花卉、あとお茶の出荷販売や廃棄処分等を行った生産者を対象に、4月30日以降に取り組む次期作に係る取組を実施した面積に対して、10アール当たり5万円を定額支援する交付金として、国の令和2年度第1次補正予算に計上された事業でございます。

その後、高集約型経営である施設園芸の花、花卉については、10アール当たり80万円、果樹については25万円に交付単価が引き上げられるなどの運用改善が図られたわけであります。

山形県では、山形県農業再生協議会が実施主体として、第3回の公募に向けて、県内各市町村においてJAや生産者と組織する地域再生協議会に交付事務などに係る作業を委託しており、寒河江市におきましては、寒河江市農業再生協議会が事務を行っているところであります。

これまで、市報で周知を図るほかに、該当する可能性がある産直出荷者への広報、それからJAなどへのお荷者に対する説明会などを行ってきております。

その結果、これまでのところ59名の方から、約8,464万円分の申請をいただいているところでございます。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 答弁ありがとうございます。

次に(2)について伺います。

11月12日(木曜日)の日本農業新聞3ページに、前日の衆議院農水での上杉、佐々木両与野

党議員と野上大臣、水田生産局長のやり取りが抄録されていた。

そこで、(2)2回変更後の状況について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 大分二転三転しているという状況でありますから、その状況などについて御報告を申しあげたい、状況を答弁申しあげたいと思っています。

この交付金の運用に関して、農林省は10月12日に、要件には合致するものの新型コロナウイルス感染症の影響を必ずしも受けていない申請が含まれているため、交付金の支払いに対し、国民の理解が得られないとして、新たに対象期間に出荷した減収額を確認することや、交付上限額を減収金額とするなどの運用見直しの通知を発出いたしました。

この見直しは、交付金を原資に意欲を持って次期作に取り組む申請者に対して、大きな影響を与えるものであります。また、国の一方的な見直しは、生産現場で混乱を招くおそれがあるために、西村山の4町と合同で11月9日に東北農政局の担当者を招いた上で、申請者に対する説明会を開催しているところであります。

現在、申請者からの減収額に係る申告書の受付を行っているところでありますが、見直しの影響についてはまだ把握し切れておりません。

加えまして、農林省は10月30日に、既に次期作に向けた投資や発注を行った生産者につきまして、減収がない場合でも投資額などを上限に交付金を交付するといった運用見直しに伴う追加措置を発表しているわけであります。

この追加措置の詳細につきましては、第3回公募の募集期限を11月30日から12月25日に延長することと併せて、11月13日に示されたところでございます。

これを受けて、今週申請者に対して必要となる資料や手続等に関するお知らせを行っている

ところであります。申請者の皆様には、運用の見直しによる減収額の把握と併せて、さらなる負担をおかけすることになっているわけであり、ますけれども、御理解と御協力をお願いをしたいと思います。

いずれにしても、当初の制度からかけ離れた制度となっております。申請者に混乱が生じておりますので、国に対しては、他の新型コロナウイルス感染症対策も含めて、現場への影響を踏まえた上での制度設計、運用を行っていただければと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 御答弁、誠にありがとうございます。

思想家で武道家の内田 樹さんは、現在、大事なものは、エネルギー、食料、医療、そして教育だそうです。食料生産に携わる農家支援は特に大切です。減収を補填する政策は特に念入りに実施してほしいと思います。

私、今回、60年前に出た農業基本法という法律を開いてみたら、これ全29条の法律なんですけれども、その中に大事なところがあって、10条と11条に、災害に対する補填と、あと11条が価格の安定ということがうたわれております。それにのっかって最初のほうは60人で8,000万と聞きましたが、国会、衆議院でも参議院でもやり取りを見ていると、何かどこに着陸するのか分からないような議論でありまして、今、市長の話を知ると、12月25日が締切りだということなので、果たしてどうなるか、ちょっと先が見通せない状況ですが、本当に損した農家が、来年、喜んで本分に打ち込めるようにしてもらえればありがたいなと思っています。

最後に通告21番、教育問題について伺います。

先月の30日金曜日に、陵南中で学区議員と語る会があった。構成人員は、学校当局が3、PTA役員が7、市議は8の全18名です。45分間の全クラス授業参観後に、校長による20分余の

説明があり、その後、懇談会になりました。

当日渡された資料の4ページの(4)は、陵南中だけですが、まず(1)市内小中学校教職員の加配の詳細について伺います。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

軽部教育長。

○軽部 賢教育長 荒木議員から、市内小中学校教職員の加配の詳細についてということの御質問でございましたけれども、学校に配置されている教職員数は、義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて決められております。

原則は学級数を基に配置人数が決められておりますけれども、特例もありまして、政令で定められた幾つかの教育上特別な配慮を必要とする事情に該当する場合は、政令で定めた人数を追加できるものとなっております。この追加された教職員のことを加配教職員、または単に加配と、こういうふうに言っております。この加配につきましては、国からの加配だけではなくて、県教育委員会が措置するものもでございます。

令和2年度における本市の加配の状況でございますが、小学校に30名、中学校に19名、合わせて49名措置されているところであります。

詳細ということでもありますので、具体的な内訳を申しあげますと、教育山形「さんさん」プランによって、国の基準よりも少ない児童生徒数で学級編制を実施するための加配が、小学校に11名、中学校に5名配置されております。

それから、発達障がいや不登校などのために特別な支援を必要とする子供たちの指導や、生徒指導上の問題に対応するための加配が、小学校に8名、中学校に3名配置されております。

それから、教員が初任者であった場合、初任者研修というのが課せられるわけですが、その研修に関わる加配が、小中学校ともに5名ずつ配置されております。

それから、学力向上のための授業改善や教科指導の向上のための加配が小学校に5名、中学校に3名配置されております。

その他、栄養教諭加配が小学校に1名、主幹教諭加配が中学校に1名であります。

また、児童生徒数が多い学校とか、事務の共同実施がなされている学校に対する事務職員加配もございまして、これが中学校に2名というふうになっております。以上でございます。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 続いて6ページの(2)要保護・準要保護生徒の状況について伺います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 本市におきましては、経済的理由によって就学が困難と、こういうふうに認められている児童生徒または就学予定者の保護者に対しまして、児童生徒就学援助費を支給しております。議員から御質問のありました要保護・準要保護というのは、この支給対象者の区分であります。

児童生徒就学援助費の交付要綱では、要保護者につきましては、生活保護法に規定する生活保護を受けている者であります。それから準要保護者であります。これは市教育委員会が定める認定基準に基づいて、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者というふうに定められております。

さらに、準要保護の認定基準について、児童生徒の保護者が主に市民税非課税、国民年金保険料免除、児童扶養手当の支給、生活福祉資金の貸付けなどの措置または支給等を受けている場合などに該当するというふうにしております。

本市における要保護と準要保護を合わせた認定者数は、平成27年から30年までの資料でござ

いますが、この4年間で、平成27年度から順に322名、318名、319名、そして318名と、こういうふうに移りまして、いずれの年度も全ての児童生徒数の約9%というふうになっております。国が約15%、県は約7%でこの4年間推移しておりますので、本市は国の平均よりは低いものの、県平均よりは高い値と、こういうふうになっております。

本市では、ただいま申しあげた支給対象者に加えまして、今年度新たに、新型コロナウイルス感染症の影響により家計の収入が大きく減少した児童生徒の世帯を支援するために、就学緊急援助制度を設けまして、準要保護者と同様の支援を行うこととしており、現在、2世帯4名の児童生徒に対し支給を行っているところでございます。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 最後に(3)小中学校教職員の資質・能力の向上策と教員生活のゆとりと充実策について伺います。

この文言は、8ページにある5番と同内の(3)をつなげたものです。以上。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 ただいまの荒木議員からの御質問は、教職員は充実した研修と生活のゆとりがあってこそ、その資質・能力が向上して、いい授業ができるのではないかと御質問であると、こういうふうを受け止めさせていただきお答えさせていただきたいと思っております。

教職員の研修につきましては、その勤務の特殊性から、教育公務員特例法によって「職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と、こういうふうにされております。これは、義務だけではなくて、職責遂行に関する権利かつ責務として位置づけられております。

例年であれば、教職員の資質向上のために多くの研修が企画されて、勤務に支障がない限り

悉皆あるいは自主的に研修に臨んでいるところではありますが、今年度は、御案内のとおりコロナ感染防止のために様々な研修の機会が中止あるいは制限されているところでもあります。

本来であれば、今年度、来年度に完全実施される小中学校の学習指導要領に関わる伝達講習会が開催されるはずでありますけれども、今年度は、多くの参加者になりますと3密になるということで、中止となっております。代わりに西村山校長会で、学校を会場に指導主事を要請して、教科ごとに何日かに分けての少人数での研修を独自に実施するというふうに聞いているところでもあります。

また、市の教育委員会としましても、1人1台タブレット時代に対応するために、感染防止対策を講じながら、必要最小限の研修会を企画し、導入に向けた準備を進めているところでもあります。

このように、年度初めの臨時休業の影響によって、授業時数の確保のため教職員の出張による研修が制限されているわけではありますが、新型コロナウイルスの防止と教職員の資質・能力の両立を図ってまいりたいと考えております。

次に、教職員生活のゆとりと充実に関わり、学校における働き方改革について申しあげたいと思います。

平成31年の中教審答申では、学校における働き方改革の目的について、教師のこれまでの働き方を見直して、自らを磨き、日々の生活の質を豊かにすることで、教職員自らの人間性、創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うためだと、こういうふうにしております。

本市におきましても、教職員の厳しい勤務実態の解消を図るために、様々な取組を行っております。

昨年度は、全ての学校に校務支援ソフトを導入して、校内にある様々なデータを一元管理す

ることで、教職員の業務の縮減につながっておりますし、学力向上支援員、特別支援教育補助員を配置して、個別指導が必要な子供たちへの対応をサポートする環境を整備したり、事務補助員、業務補助員あるいはスクールサポートスタッフを配置することによって、事務の軽減を図ったりしているところでございます。

また、時間外勤務の大半を占める部活動につきましては、西村山の1市4町で考え方を統一して部活動のガイドラインを策定し、休養日の設定、活動時間の短縮など、部活動顧問の働き方改革を推進する環境整備も図っているところでもあります。

さらに、これらに加えて、地域学校協働活動と一体的取組を行うコミュニティ・スクールの導入拡大を推進することで、学校と地域との連携協働によって適切な役割分担と教職員の業務軽減が着実に進んでいるというふうに認識しているところでもあります。

以上のような取組を通して、教職員のワーク・ライフ・バランス、働き方改革を推進し、ゆとりある生活と効率的、効果的な研修によって、これまで以上に教職員の資質・能力を高めることで、いい授業と子供たちの学びの充実につながってまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 最後なのですが、私から4つほどお話し申しあげたいと思います。

45分間の授業参観を拝見して、今、昔とさま変わりをして、複数教師の授業、あと自習、班ごとの学習とか、いろんな涙ぐましい努力をしているのがよく分かりました。

私が一番驚いたのが、芭蕉の俳句、山寺の俳句、あの授業をした先生の授業が一番印象に残っているんですが、なかなか含蓄のある授業で、中学生にはちょっともったいないような感じがいたしました。必ずしも、ああいう涙ぐましい努力が成績というか、テストの結果に反映され

でないところがあったのが、私としてはすごく残念だなと思った次第です。成績が全てではありませんが、子供たちというか生徒たちが大きく、でかくなる人間になるためには、ああいう試みも幅広くというか、深くやっていただければなど、私は思いました。

次、懇談会するとき、我々市議の側から皆さんに質問したんですが、私が一番感銘を受けたというのは、PTAの役員の方と、ここにいる安孫子さんの質問でありました。

安孫子さんの質問は、普通学級と特殊学級、親御さんの考えと学校側の意見がそごを来している、すごく大切な質問だったんですけれども、なかなか難しい微妙な話でありますから、これは多分、答えはないのかもしれないけれども、学校の先生というのは大変なんだと、子供ばかりか親も説得しなくては行けないと、これは先生の仕事の範囲を超えていますよね。

もう一つは、PTAの役員の方から出た話なんですが、皆さんは若い方が言っていっしょるように、今度タブレットとかパソコンが導入になります。今日の毎日新聞の広島県の教育長の女性の方ですね、民間から入った人の投書が載っていましたが、パソコンを与えても学校に保管しておくだけでは覚えられないと。うちに帰って使わないと自分のものにならないと、そういう今日の意見でありました。

だから、何か先生たちも年齢も差があるし、それに習熟している人と非習熟、私みたいなやつもいますので、そこら辺がもっとすごく先生は大変なのではないかなという、心情あふれる心配事でしたね。それに応えるために、いろいろな支援をしていただければ、先生方の負担が軽減されるのではないかと、私は思っています。

次、3つ目。私、もちろん生徒さんには別にゆとりなんかなくていいと思う。ただ、教える側の先生ですね、ちゃんとした夫婦の会話もないような生活に追い回られている状態では、ま

ともな授業ができるのかと、私考えるのはいつもそこなんです。

私知っている先生に、2人います。名前というか固有名詞を挙げると、みんなごしゃがれるかもしんねえけど、今、西根小学校の校長先生している大竹さんという方、あの人は子供が3人います。偉くなる前、校長になる前に、毎日うちの前で、男の子2人ですから、野球の相手をしていたんですね。だから、先生でも、忙しいにもかかわらず、自分の子供をちゃんと相手してくれる先生もいるんだなど。

もう一人、南部に、西浦に大築先生という、ここに古沢君もいますが、サッカー、その人は婿さんです。3人の男の子がいて、学校に行く前にサッカーの相手をしている。今はもう偉くなって、県庁のほうに行っているらしいですけども、先生でも、有意な方というか、ちゃんと意思のある方は我が子の相手をしています。そういう時間を与えないと、昼間のいい仕事はできないのではないかなと私は思っています。朝から晩まで仕事して、母ちゃんもしゃべる暇がない、これでまともな教育ができるかというのが私の考えです。ぜひ、加配とあれを組み合わせ、先生方の負担を減らしていただければなど思っています。

この間、先生方と懇談したら、現場の先生は全く分かっているんですね。全く分かっているんです、それは。あんまり過酷な仕事だと、今度、若い人が競争率が下がって、前も言いましたが、競争率が下がって、3人受けたら2人が受かる状況だ、これではよくないというのはもう分かっているんです。それを何とかして、緩和していくというか、いまいし人間らしい仕事ができるようにしていただければ、私としても本望であります。

3つぐらいでいいか、あまり言うと教育長もあれだから、教育長、何か意見があればお願いします。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 今、荒木議員より、学校の実態を見ていただいて、また懇談を通して、非常に教職員が子供たちの教育の充実のために涙ぐましい努力をしているという、そういう実態について認識していただいたのは、大変ありがたいなというふうに思っております。

これから求められている教育というのは、主体的だったり共同的就であったり、あるいはICTの充実等々、様々あるわけですがけれども、それらに対応するため、校長のリーダーシップの下、様々研修をしたり、努力をしているわけがあります。

また、議員おっしゃるように、家庭生活といかにバランスを取ること、仕事の充実にもつながるということでもありますので、それは私たちも重々認識しているところであります。教育委員会としても、どういった支援ができるのかということを考えながら、やはり、まず子供たちの教育が充実するために、そういった職場環境の改善等についても支援をしていきたいなと考えているところであります。

先ほど具体的に2名の先生方のお名前が出てきましたが、それ以外にもたくさんの先生方、ワーク・ライフ・バランスを図りながら取り組んでいるところでありますので、今後、さらにそういった先生が増えるように、私たちも御支援していきたいなと思っているところであります。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 どうもありがとうございます。

ひとつよろしくお願いします。

これで終わります。

散 会 午後1時18分

○柏倉信一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。